

# 最高速度違反行為等に係る車両の使用者に対する指示等の取扱いに関する訓令

平成2年12月28日  
本部訓令第17号

## 目次

### 第1章 総則（第1条 - 第5条）

### 第2章 指示等

#### 第1節 指示に係る報告徴収の実施等（第6条 - 第9条）

#### 第2節 指示の実施等（第10条 - 第12条）

#### 第3節 下命容認等に係る指示事案の報告並びに最高速度違反行為等に係る使用制限事案の上申（第13条・第14条）

### 第3章 雑則（第15条・第16条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び車両の使用者に対する最高速度違反行為等を防止するための指示等に関する内規（平成2年山口県公安委員会内規第2号。以下「内規」という。）に基づき、山口県公安委員会が行う車両の使用者に対する最高速度違反行為等の防止についての指示等に関する取扱いを迅速かつ適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

##### （用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 法第22条の2に規定する最高速度違反行為、法第58条の4に規定する過積載又は法第66条の2に規定する過労運転を防止するための指示をいう。
- (2) 被指示者 法第22条の2、法第58条の4又は法第66条の2に規定する指示を受ける者をいう。
- (3) 指示対象事案 法第22条の2、法第58条の4又は法第66条の2に規定する指示対象事案をいう。
- (4) 最高速度違反行為 法第22条の2に規定する最高速度違反行為をいう。
- (5) 過積載運転行為 法第58条の3第1項に規定する過積載をして車両を運転する行為をいう。
- (6) 過労運転 法第66条の2に規定する過労運転をいう。
- (7) 最高速度違反行為等 最高速度違反行為、放置行為、過積載運転行為及び過労運転をいう。
- (8) 下命容認等に係る指示事案 法第75条第1項第2号、第4号、第6号（過

積載運転行為に限る。)及び第7号に掲げる行為に係る事案及びこれに準ずるような事案をいう。

- (9) 最高速度違反行為等に係る使用制限事案法第75条の2第1項に規定する使用制限の対象事案をいう。
- (10) 報告徴収 法第75条の2の2第2項に規定する報告又は資料の提出要求をいう。
- (11) 指示等 第1号及び前号に規定する指示及び報告徴収をいう。
- (12) 指示書 内規第3条に規定する指示書をいう。
- (13) 使用者 車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する地位にある者をいう。
- (14) 管轄警察署長 指示等に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長をいう。
- (15) 送致警察署長等 指示対象事案に係る事件を送致することとなる警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長をいう。

(適正な事務処理)

第3条 指示等に関する事務処理に当たっては、警察署及び警察本部における事務処理体制を整備するとともに、関係各所属間相互の連絡体制の緊密化を図り、適正かつ能率的な事務処理に努めるものとする。

(指示等の迅速な処理)

第4条 指示等は、道路における交通の安全と円滑を図り、車両に起因する渋滞、迷惑を排除するとともに自動車の使用制限命令の前提要件ともなり得るものであるから、指示等の事由が生じた場合は速やかに処理するものとする。

(指示等の専決等)

第5条 交通部交通指導課長(以下「主管課長」という。)は、指示等に関する事務について専決するものとする。

2 主管課長は、前項の規定により専決した事項を毎月1回取りまとめて警察本部長に報告するものとする。

## 第2章 指示等

### 第1節 指示に係る報告徴収の実施等

(報告徴収の通知)

第6条 主管課長は、公安委員会が自動車の使用者に対し報告徴収の決定をしたときは、管轄警察署長に報告・資料提出要求書(別記第1号様式)を送付し、報告徴収の実施について通知するものとする。

(報告徴収の実施)

第7条 前条の規定により報告徴収の実施について通知を受けた管轄警察署長は、報告・資料提出要求書により当該事案に係る車両の使用者に対して速やかに報告徴収を行うものとする。この場合において、使用者が当該車両の適正な車両の管理を行っていたことを明らかにする資料を提出したときは、報告・資料提出書(別記第2号様式)を作成し、処理てん末を明らかにしておくものとする。

(報告徴収の結果報告)

第8条 管轄警察署長は、報告徴収をしたときは、その結果を主管課長に報告するものとする。

(審査)

第9条 前条の規定により管轄警察署長から報告を受けた主管課長は、指示対象事案が否かについて審査するものとする。

#### 第2節 指示の実施等

(指示の通知)

第10条 主管課長は、公安委員会が車両の使用者に対し指示を行うことを決定したときは、指示書を管轄警察署長に送付し、指示の実施について通知するものとする。

(指示の実施)

第11条 前条の規定により指示の実施について通知を受けた管轄警察署長は、指示書を被指示者に交付して指示するものとする。

(指示の結果報告)

第12条 管轄警察署長は、指示をしたときは、その結果を主管課長に報告するものとする。

#### 第3節 下命容認等に係る指示事案の報告並びに最高速度違反行為等に係る使用制限事案の上申

(下命容認等に係る指示事案の報告)

第13条 送致警察署長等及び交通部交通機動隊長は、下命容認等に係る指示事案を認知した場合は、速やかに主管課長に報告するものとする。

(最高速度違反行為等に係る使用制限事案の上申)

第14条 主管課長は、最高速度違反行為等に係る使用制限事案を認知した場合は、交通部運転管理課長に当該事案に係る車両の自動車使用制限命令の処分上申をするものとする。

#### 第3章 雑則

(他の都道府県警察間との連携)

第15条 指示等を適正かつ効果的に運用するため、他の都道府県警察間との連携を密にするものとする。

(指示記録等の保存)

第16条 指示等に関する書類は別に定めるところにより保存するものとする。